

## 平成28年決算特別委員会(第1分科会) 開催状況

開催年月日 平成28年11月9日(水)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 環境生活部長 小玉 俊宏  
 環境局長 湯谷 仁康  
 環境保全担当課長 木村 幸子

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 アスベスト対策について</b></p> <p><b>(一) 煙突用断熱材等の点検ルールについて</b>                      文科省が2015年10月に公表した調査の中で、アスベストを含む断熱材等の状況を「問題なし」と報告していた札幌市や函館市等で、アスベスト含有の可能性のある煙突用断熱材等の落下が確認をされました。このレベル2建材については、大気汚染防止法政令市である札幌市でさえも、点検ルールを定めていないことが明らかになったわけです。道のアスベスト含有建材に係る点検ルール及び道内市町村の点検ルールについては、これまでどのように把握しているのか、伺いたいと思います。</p> <p><b>(一―再)</b>                      ということはですね、3つの市と町が独自のルールを作っていると、それ以外では、点検ルールは定められていないという状況ということでしょうか。</p> <p><b>(二) 点検ルールについての指導について</b>                      市町村の適切な取り組みを促すため、点検ルールの制定等、道でどのように指導していくのか伺います。</p> <p><b>(三) 総務省の勧告及び環境省の通知について</b>                      この、道の点検マニュアル、先ほどから答弁されておりますけれども、これが出たのは10月ですよね、総務省は今年の5月13日、「アスベスト対策に関する行政評価・監視」結果をまとめ、関係機関に勧告をしましたが、勧告の趣旨等について、概略をご説明ください。また、この勧告に基づき環境省は5月23日、5月ですよ、通知を發出しておりますが、環境省の通知を受けて、道は市町村にどのように周知徹底したのか、併せて伺います。</p>	<p><b>(環境保全担当課長)</b>                      煙突用断熱材等の点検についてであります。道では、道有施設におけるアスベスト含有保温材や煙突用断熱材などの、いわゆるレベル2建材の使用状況やその劣化、損傷等の状況把握にあたって、文部科学省の調査要領や、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」を活用して、点検を行ってまいりました。しかしながら、これらの要領やマニュアルでは、アスベスト含有建材の劣化、損傷状況の判断基準や、点検頻度について十分に示されていないことから、道ではアスベスト含有保温材等を、より適切に点検・管理するため、今般、点検時期や劣化、損傷の判断基準、点検結果に基づく措置等を盛り込んだ「道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル」を作成いたしました。</p> <p>一方、道内の市町村についても、文部科学省や国土交通省の要領等に基づき点検を行っており、小樽市、苫小牧市及びせたな町の3市町では、独自のルールを定め、点検を行っている状況となっております。</p> <p><b>(環境保全担当課長)</b>                      3つの市町で作っているということで、他は作っていないということでございます。</p> <p><b>(環境保全担当課長)</b>                      市町村への指導についてでございますけれども、建物所有者などは、平成26年の石綿障害予防規則の改正により、アスベスト含有保温材等の劣化・損傷が認められる場合はアスベストの飛散防止措置を講ずることが求められており、アスベスト含有保温材等の適切な管理に当たっては、使用状況の把握と損傷等の状況を確認するための、定期的な点検を実施することが重要と考えております。</p> <p>このため、道としては、石綿障害予防規則の改正などの周知と併せまして、今般作成した道の点検マニュアルを市町村に周知し、その活用を促すとともに、必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。</p> <p><b>(環境保全担当課長)</b>                      総務省の勧告の概要等についてであります。総務省は、アスベストによる健康被害を防止する観点から、建築物の解体時等や災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策の実施状況調査等を実施し、本年5月に、必要な改善措置を関係省庁に勧告いたしました。</p> <p>その主な内容としましては、解体時や災害時の飛散・ばく露防止対策について、解体の際の事前調査の適正な実施、大気汚染防止法の規制対象外であるアスベスト含有成形板いわゆるレベル3建材についての適切な飛散防止の措置、災害時における対策の事前準備などを求める内容となっております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三-再) 改めて周知ということですが、道は5ヶ月間に渡って、市町村に周知をしていなかったということでしょうか。この通知についてはですね、5月の段階で、市町村への通知を遺漏のないよう、行うように求められていたんじゃないですか。いかがですか。</p> <p>(三-再々) マニュアルの策定と同時に繰り返していただけますけれども、慌てて出したんじゃないですか、今回。これは普通はですね、通知が来たら、災害時の対応ですから、直ちに市町村に周知をすると、緊急に重大なことだから、災害時の対応ですからね。わざわざ遺漏のないように通知を求めたんじゃないですか。それを怠ってきたんじゃないんですか。それはお認めにならないんですか。</p> <p>(四) 事前調査について これは、環境生活部のミスですよ。わざわざ、災害が続いているものですから、災害時の対応を急がせたわけですよ。 それから、点検ルールも先ほどの答弁で、3つの自治体しか作っていないということが明らかになったわけで、道の対応が遅れたこと、それから、こういうふうに通知を遅らせていることなど、アスベスト対策に対する道の姿勢というものが問われているというふうに私は思います。 「行政評価・監視」結果によると、16都道府県における2010年4月から2015年7月までの解体工事で、アスベスト含有建材が事業者の調査で十分把握されていない事例が52件あったとされておりまして、52件のうち道内分は何件か。そのうち、飛散・ばく露防止措置を講じないで行われた解体工事、無届による解体工事件数は何件か伺います。</p> <p>(五) 道の防災計画について アスベストの含有建材が使われているかどうかということ把握しておくことが非常に重要だということに思うんですね。まあ本当に驚くべきことが起こっていたんだというふうに思います。 総務省は、災害時のアスベスト対策の強化を勧告しているわけですが、道の防災計画にはアスベスト対策がどのように規定され、どのように具体化していますか。</p> <p>(六) 市町村の地域防災計画等について 道内の市町村は、地域防災計画にアスベスト対策を</p>	<p>総務省勧告を受けた環境省からの通知では、市町村に対し、災害時の対応の準備を促すよう示されていたため、道としては、その実践的な対策が講じられるよう、「石綿含有保温材等点検マニュアル」を作成した上で、周知することを考えておりましたが、今般の、札幌市における煙突用断熱材の落下等の事案を受け、市町村に対して、アスベスト含有保温材等の適切な管理の徹底について、改めて周知することとしたことから、これと併せて、アスベストの飛散防止対策に関する留意点が示された環境省の通知を10月31日付けで周知いたしました。</p> <p>(環境保全担当課長) 市町村への通知についてでございますが、環境省通知を単に市町村に通知するだけではなく、アスベスト対策の具体的な取組を促すために、これまで策定作業を進めておりました、道の点検マニュアルの周知と同時にを行うことを予定していたものでございます。</p> <p>(環境局長) 市町村への通知についてでございますが、環境省通知につきましてはですね、先ほど申し上げましたとおり、実践的な取組を進めるために、定期的な道の点検マニュアルに合わせてですね、通知することを考えていたのですが、道の点検マニュアルの作成も遅れておりましたし、そういったことから、結果的に市町村への通知が遅れたというふうに考えております。</p> <p>(環境保全担当課長) 総務省の調査における道内の状況についてであります。総務省の調査結果では、建築物等の解体工事に当たり、解体業者の事前調査において、アスベスト含有建材が十分把握されないまま工事が行われたとされる事例が52件あり、このうち、道内分としては札幌市の10件の事例が報告されております。 この10件については、全てで飛散・ばく露防止措置を講じないまま解体工事が行われており、また、そのうちの8件が、解体工事の着手に当たり、法に基づく届出がされていない状況であったとされております。</p> <p>(環境局長) 道の防災計画におけるアスベスト対策についてでございますが、道では、地震等の災害時には、建物の倒壊、破損によるアスベストの飛散、ばく露のおそれがあることから、平成24年の北海道地域防災計画の改定の際に、新たに石綿飛散防止対策の項目を設け、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づきまして、建築物等の被災状況の把握や所有者等に対する応急措置の指導を実施することを規定しております。</p> <p>(環境保全担当課長) 市町村の地域防災計画における取扱いについてであ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>盛り込んでいるのか、また、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を参照しているのか、伺います。</p> <p><b>(七) 道のアスベスト台帳について</b>  26市町村にとどまっている、地域防災計画におけるマニュアルの対策実施が規定されているのはそのうち9の市と町しかないということなんですけれども、やはりこれは、道のアスベスト対策に関わる姿勢というものが問われているのだと思います。市町村任せにはできない、道としての役割は大きいというふうに思うわけです。  アスベスト台帳は災害対応の前提となるが、「行政評価・監視」結果では、アスベスト含有建材が使用された可能性がある民間建築物全てを対象として台帳を整備しているのは、調査対象32県市のうち、10県市にとどまると指摘している。道のアスベスト台帳の対象範囲はどのようになっているのか伺います。</p> <p><b>(八) アスベスト台帳の整備推進について</b>  私はやはり、全てを対象としている10の県と市のようにですね、建築物の対象を拡大していくということが必要なのではないかというふうに考えておまして、500平方メートル未満の建築物含めてですね、拡大するべきではないかと考えます。  道も、全てを対象としている10県市のように、1990年以降に施工された建築物や500㎡未満の建築物も対象とすべきではないのか。レベル1の吹き付けアスベスト等だけでなく、レベル2の建材についても対象として、優先順位を付けながら台帳整備を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p><b>(九) 道内市町村への支援について</b>  道の丁寧な対応というのにも必要になると考えているところです。  道と市町村が、アスベスト台帳に基づいて情報共有することや、市町村が環境省の「災害時対応マニュアル」を参考に「平常時からの準備」を進めていけるように、道としてどのように支援をしていくのか、部長からご答弁願いたいと思います。</p>	<p>りますが、本年10月現在において、26の市と町の地域防災計画にアスベストに関する災害時の対応が規定されております。</p> <p>また、道ではこれまで、環境省が「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定した、平成19年と23年、24年に、市町村に対し、同マニュアルの周知を図ってきており、現在、そのうち9の市と町の地域防災計画において、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」による対策の実施が規定されております。</p> <p><b>(環境保全担当課長)</b>  道のアスベスト台帳についてであります、道では、吹付けアスベストを使用している施設におけるアスベスト除去等の対策の進行状況を把握するため、その使用状況や措置状況等の調査をもとに台帳を作成しております。  この台帳では、道有施設や市町村の施設のほか、平成元年までに施工された、概ね500平方メートル以上の民間建築物を対象としております。</p> <p><b>(環境局長)</b>  アスベスト台帳の整備についてであります、道としては、道内全ての民間建築物について、所有者や吹付けアスベスト、アスベスト含有保温材等の使用状況や措置状況を把握することは、難しいものと考えておりますが、関係部局や国、市町村、関係団体などと連携し、石綿障害予防規則改正を周知するとともに、今般、作成した道の点検マニュアルのホームページへの掲載、市町村への配布などにより、その活用を促し、適正な把握と管理が図られるよう努めてまいります。</p> <p><b>(環境生活部長)</b>  市町村のアスベスト対策への支援についてであります、アスベストの飛散によるばく露が生じた場合には、健康に、大きな影響を及ぼすおそれがございます。建築物の所有者等は、日頃からアスベストを含有する建材等の実態を把握し、飛散防止の措置を講ずるなど、適切な管理を行うことが重要と考えております。  災害時におきましては、日常的にこうした管理を行っていたとしても、地震等により建築物自体が被災した場合には、アスベストが飛散するおそれが高まることと想定されます。市町村の地域防災計画におきましては、現在26の市町においてアスベスト対策が定められているに留まりますので、道といたしましては、市町村の地域防災計画におきまして、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、災害時のアスベスト対策を迅速、的確に実施できるよう、規定の整備を促すとともに、平常時から、準備が円滑に進められるよう、関係部や環境省北海道地方環境事務所等と連携し、必要な情報提供や助言に</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>部長から今後の対応について答弁をいただいたわけ でございますけれども、災害時の事前準備が大変重要 とされる中ですので、道の対応について、もう少し知 事に直接伺いたいと思いますので、委員長においてお 取り計らいをお願いいたします。</p>	<p>努めてまいる考えでございます。</p>